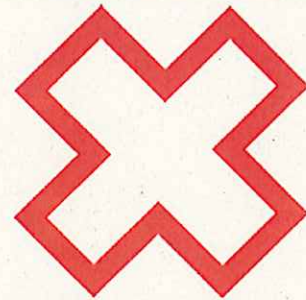


クレジットカードの ショッピング枠の現金化は、



クレジットカードのショッピング枠を現金化できないか悩まれている方へ
～現金化を目的としたカードの利用はやめましょう～

クレジットカードのショッピング枠の現金化とは？

クレジットカードには、商品やサービスを購入して、後払いにする「ショッピング」の機能と、カードを用いてお金を借り入れる「キャッシング」の機能があり、それぞれに利用できる金額枠が設定されています。

「クレジットカードのショッピング枠の現金化」とは、本来、商品やサービスを後払いで購入するために設定されている「ショッピング」枠を、現金を入手することを目的として利用することです。クレジットカード会社はこのような使い方を認めていないため、現金化に利用したクレジットカードは利用停止となるおそれがあります。

現金化の手口の具体例

ケース1 いわゆる「キャッシュバック方式」

- ① 消費者が、業者のホームページ等を通じて、クレジットカードのショッピング枠の 50 万円分の現金化を申し込み、商品(例えばCD-ROMなど)を購入する。その際、本人確認や商品発送のため住所や自宅・携帯電話番号、口座番号等を入力する。
- ② 業者がクレジットカードでの申込手続きが完了したことを確認した後、商品購入のキャッシュバックとして業者から消費者に 40 万円が支払われる。
- ③ 後日、消費者はクレジット会社から 50 万円の購入代金を請求される。

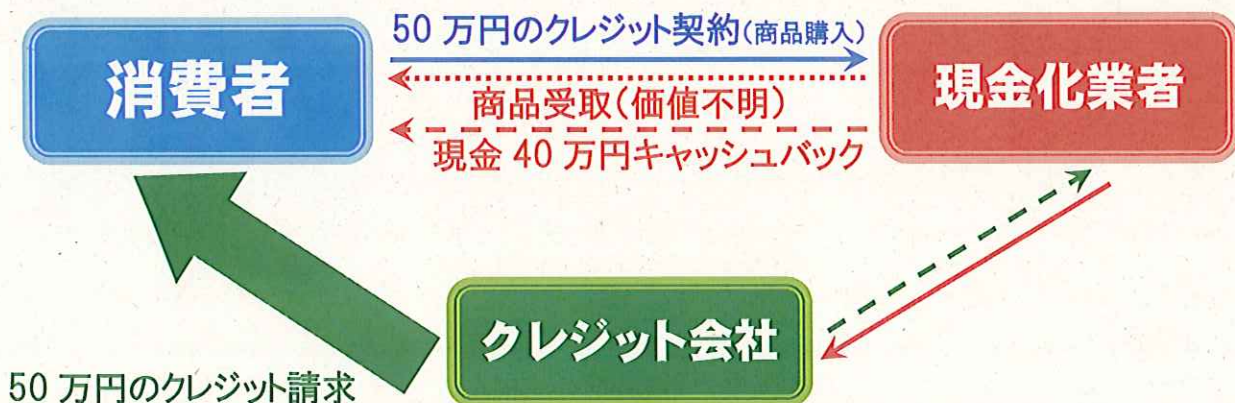


図1 キャッシュバック方式

現金化の手口の具体例
ケース2 いわゆる「買取屋方式」

- ① 消費者は業者が販売する商品(例えば指輪など)を、クレジットカードを使って50万円で購入する。
- ② 購入後、同じ業者が消費者から商品を40万円で買い取り、消費者は40万円を得る。
- ③ 後日、消費者はクレジット会社から50万円の購入代金を請求される。



図2 買取屋方式

- ☑ いずれの場合でも、消費者は一時的に40万円の現金を手にする代わりに、結局はクレジットカード会社に対する 50万円分の債務(借金)を負うこととなります。
- ☑ さらに、「入金されない」「キャンセルできない」などの トラブルも発生しています。

適法であるかのように一部業者が宣伝していますが...

現金化業者の広告例

ケース1 「景品表示法を遵守しています。」

- ✖ 現金化は景品表示法の景品に該当しないに過ぎず、現金化が問題あることに変わりはありません。

現金化業者の広告例

ケース2 「公安委員会の許可を受けています。」

- ✖ 公安委員会が古物商としての許可を与えているに過ぎず、現金化自体について法律上問題がないと保証しているわけではありません。